

関連法令等抜粋

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律

発令 : 昭和 45 年 12 月 25 日号外法律第 137 号

最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号

改正内容 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号[令和 4 年 6 月 17 日]

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

②鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 5 年 3 月 25 日条例第 3 号

(廃棄物減量等推進審議会)

第 7 条 市の区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

③鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 5 年 9 月 20 日規則第 31 号

(廃棄物減量等推進審議会の委員)

第 2 条 条例第 7 条に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、15 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
 - (2) 廃棄物減量等に関し学識経験を有する者
 - (3) 地域住民組織の代表
 - (4) 事業所等の代表
 - (5) 廃棄物処理業者の代表
 - (6) 再生資源回収業者の代表
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の組織)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

審議会等の会議の公開に関する指針

1 趣旨

この指針は、鈴鹿市情報公開条例（平成 13 年鈴鹿市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 37 条の規定に基づき、附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする審議会等の会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及び附属機関以外の会議（鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に規定する会議）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。

ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 条例第 7 条各号に定める非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等は、3 に定める公開の基準に基づき、当該審議会等の会議の一部又は全部の公開・非公開を決定する。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議開催の事前公表

審議会等の会議を開催するに当たっては、広報誌、掲示板等の活用により、次の事項を周知するとともに、当該会議の開催の 1 週間前までに、第 1 号様式を用いて総務課に依頼し、本市ホームページに掲載するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所

- (4) 予定議題
- (5) 公開・非公開（非公開のときはその理由）
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴の申込み方法
- (8) 問い合わせ先

6 会議の公開方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
また、傍聴者に会議資料（条例第7条各号のいずれかに該当する非公開情報が記載されている部分を除く。）を配布するよう努めるものとする。
- (3) 審議会等の会長等は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 審議会等の会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

7 会議等の結果の公開

- (1) 審議会等は、開催した会議の議事録又は議事概要（以下「議事録等」という。）を速やかに作成するものとする。
- (2) 審議会等は、議事録等に会議で配布した資料、委員名簿等を添え、第2号様式を用いて総務課に依頼し、情報公開コーナーでの閲覧に供するとともに、本市ホームページに掲載するよう努めるものとする。

8 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

9 附則

この指針は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この指針は、平成27年11月30日から施行する。

附則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会議 傍聴要領

1 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、会議の開始10分前までに、受付しなければならない。

2 傍聴の定員

傍聴席の席数は、5席とする。ただし、傍聴希望者が定員を超過した場合は、抽選により決定する。

3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴者は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければならない。

- (1) 一切の発言はできない。
- (2) 飲食又は喫煙することはできない。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音することはできない。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、すべての係員の指示に従うものとする。

5 傍聴者の退室

傍聴者は、会長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、会長から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければならない。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月16日から施行する。